２０２１年７月２７日付け諮問第７号

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた受信規約の一部変更について」

答申

２０２１年８月５日

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会

※　本答申は、特に注記がない場合、２０２１年８月５日時点の事実に基づく。

諮問第７号
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた受信規約の一部変更について」
答申

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会では、ＮＨＫから示された新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた受信規約の一部変更[1]について、２０２１年７月、ＮＨＫ会長より諮問を受け、検討した。

●諮問第７号　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた受信規約の一部変更について

新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、経済的に甚大な影響を受け、受信料の支払いが困難となる受信契約者が存在する。

こうした状況に対処するため、日本放送協会放送受信規約の一部変更を行うことについて、現行の受信料制度との整合性や受信料の負担の公平性等の観点から、妥当性について見解を求める。

日本放送協会放送受信規約の一部変更

日本放送協会放送受信規約第１２条の２（支払いの延滞）に定める延滞利息について、令和２年４月から令和４年３月までの間については、当該期間分の放送受信料の支払いを延滞した場合であっても、延滞利息は発生しないこととすること、および「放送受信料の支払いを３期分以上延滞したとき」の期間に通算しない旨を日本放送協会放送受信規約の付則に定めること

[参考]　（支払いの延滞）日本放送協会放送受信規約第１２条の２

第１２条の２　放送受信契約者が放送受信料の支払いを３期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、１期あたり２.０％の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

[1] ＮＨＫから、変更案は、日本放送協会放送受信規約の総務大臣認可など、所要の手続きを経て決定して実施するものであるとの説明があった。

日本放送協会放送受信規約の一部変更

日本放送協会放送受信規約第１２条の２（支払いの延滞）に定める延滞利息について、令和２年４月から令和４年３月までの間については、当該期間分の放送受信料の支払いを延滞した場合であっても、延滞利息は発生しないこととすること、および「放送受信料の支払いを３期分以上延滞したとき」の期間に通算しない旨を日本放送協会放送受信規約の付則に定めること

＜見解＞

日本放送協会放送受信規約において同規約第１２条の２（支払いの延滞）に定める延滞利息に関し、諮問に記載された旨を規定することの妥当性はあると考えられる。

＜考え方＞

ＮＨＫは令和３年４月１日に、ＮＨＫ受信料制度等検討員会の答申第６号を踏まえ、支払いを猶予する措置として、令和２年４月から令和３年９月までの間については、延滞利息の支払いを不要とし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを３期分以上延滞したとき」の期間に通算しないとした受信規約の一部変更を行った。

今回の規約の変更は、延滞利息の支払いを不要とし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを３期分以上延滞したとき」の期間に通算しないとする期間を、令和２年４月から令和４年３月までの間として、さらに延長するものである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が依然として継続しており、令和３年７月１２日には東京都に対して４回目の緊急事態宣言が発出されるなど、引き続き国民生活および国民経済に甚大な影響が及んでいること、および公共料金においても支払い猶予に関する類似の措置が延長されていることから、ＮＨＫにおいて、今回諮問された日本放送協会放送受信規約の変更を行うことは、妥当性があると考える。

＜留意事項＞

今回の規約変更による支払い猶予にあたっては、内容の周知および申出の受付を的確に行うことが必要である。

（委員名簿）

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会　委員名簿

（五十音順）

【委員】

◎　安藤（あんどう）　英義（ひでよし）　一橋大学名誉教授・専修大学名誉教授（会計学）

鈴木（すずき）　秀美（ひでみ）　慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授（憲法）

○　山内（やまうち）　弘隆（ひろたか）　一橋大学名誉教授（経済学）

山野目（やまのめ）　章夫（あきお）　早稲田大学大学院法務研究科教授（民法）

山本（やまもと）　隆司（りゅうじ）　東京大学大学院法学政治学研究科教授（行政法）

【オブザーバー】

平松（ひらまつ）　剛実（たけみ）　弁護士

◎座長、○座長職務代行